

生活保護

更新日：2025年09月02日

すべての人に安心して幸せに暮らす権利があります

すべての人には生きる権利があり、命は尊重され守られるべきものです。

国立市ではソーシャルインクルージョンの理念をもとに、市民の皆様が安心して幸せに暮らせるよう支援を行います。

生活保護は生きるための権利です。生活保護に対する差別や、その他の差別は許されません。

長引く物価高騰の影響で思いがけず生活に困ってしまう方もいらっしゃいます。このようなときには **生活保護** を利用することができます。

誰もが日々の暮らしの中で幸せでありたいと願っています。

しかし、長い人生の間には、思わぬ病気や怪我など、様々な理由で収入が減ったり、無くなったりして、暮らしに困るときがあります。

このように何らかの事情で暮らしに困ったときに、健康で文化的な生活ができるよう支援する制度が **生活保護** です。

ためらわずにご相談ください。

国立市では市民団体が開催した相談会の後援、相談会当日の連携など、生活に困難を抱えている方が敷居を感じることなく、市に相談することができるよう努めております。

暮らしにお困りの際は、どうかためらわず国立市に相談に来ていただくようお待ちしております。

利用者の方へ

各種申請書はこちらからダウンロードできます。

申請・申告書類一式

生活保護申請書(PDFファイル:100.9KB)	収入無収入申告書(PDFファイル:83.7KB)
資産申告書(PDFファイル:113.8KB)	通院移送費申請書(PDFファイル:71.5KB)
施設通所移送費申請書(PDFファイル:106.8KB)	一時扶助申請書(PDFファイル:60.2KB)
就業報告書(PDFファイル:87.9KB)	

「生活保護のしおり」を公開しています

国立市福祉事務所では、主に初めてのご相談にいらした方への説明用の資料として使用している「生活保護のしおり(緑色表紙)」をより見やすく、わかりやすくするための見直しを令和4年10月に行いました。

(注)しおりに記載されている内容は、今後の法改正や国の通知等により、改訂する場合があります。

生活保護

生活保護の申請は国民の権利です

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに、各総合支所区民課生活福祉係へご相談ください。

生活保護とは

生活保護は、病気や老齢、離婚や失業等さまざまな事情で生活に困ったとき、不足する生活費等を補うことにより、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長（自分の力で生活していけるように援助）する制度です。

[生活保護のしおり（PDF：1,289KB）](#)

生活保護を受けられる場合

生活保護は、原則として世帯を単位とし、（1）～（4）のすべてにあてはまる場合に受けられます。

- （1）世帯の収入が、国の基準による「最低生活費」より少ない。
- （2）預貯金、生命保険、不動産等の資産がある場合は、それらを最低限度の生活の維



国立市
Kunitachi City

生活保護のしおり

すべての人に安心して幸せに暮らす権利があります



国立市健康福祉部福祉総務課

相談保護係

代表 042-576-2111 (内線 125・163・164)

直通 042-576-2120

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

けんぽう じょう せいぞんけん ほしょう
～憲法25条であなたの生存権が保障されています～

せいかつ ほ ご びょうき こうれい りこん しつぎょうなど じじょう せいかつ
生活保護は、病気や高齢、離婚や失業等さまざまな事情で生活
こま じょうきょう おう せいかつひ おぎな などひつよう ほ ご
に困ったとき、その状況に応じて生活費を補う等必要な保護
おこな けんぽうだい じょう さだ けんこう ぶんかてき さいていげんと
を行い、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の
せいかつ ほしょう じりつ せいかつ おく しえん
生活」を保障するとともに、自立した生活が送れるように支援す
る制度です。

せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり せいかつ ほ ご ひつよう
生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする
かのうせい
可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに各総合支所
くみん か せいかつふくしかかり そうだん
区民課生活福祉係へご相談ください。

みなとくふくしじむしょ
港区福祉事務所

そう だん いん せいかつふくしかかり
相談員 生活福祉係

ちく たんとういん せいかつふくしかかり
地区担当員 生活福祉係